

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	箕面市強靱化地域計画(素案)について
パブリックコメント手続実施の目的	「国土強靱化基本法」の趣旨や、これまでの自然災害の教訓を生かし、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるため。
実施部署名	総務部 市民安全政策室
(問い合わせ先)	総務部 市民安全政策室 (電話:072-724-6750)
パブリックコメントの対象となる資料	箕面市強靱化地域計画(素案)
参考資料	箕面市強靱化地域計画(素案)の概要について
閲覧方法と閲覧場所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/public_coments/jitensya_anzen_riyoujou_urei/kyojinka.html) (2) 総務部 市民安全政策室 (箕面市役所 本館2階 203番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 西南生涯学習センター、中央・東・西南・桜ヶ丘・小野原・船場図書館、らいとびあ21図書コーナー、みのお市民活動センター <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p>
意見等の提出期間	令和 3年(2021年)12月1日から12月28日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子メールによる送付(bousai3@maple.city.minoh.lg.jp) (情報セキュリティ対策のため送受信できないメールアドレスがありますのでご注意ください。) <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意見等を提出する際の必要記載事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間:令和3年(2021年)1月頃を予定</p>
備 考	